	＝消防警察トランク数×消防警察トランク単価 ＋消防警察トランク架数×消防警察トランク搭載架単価
警察消防用回線集約装置	1　設備量の算定 警察消防用回線集約装置の割付対象として指定された収容局ごとに、以下の手順で警察消防用回線集約装置の台数を算定する。 ⑴　受付台収容局に設定された専用線回線数を、当該受付台収容局に対する割付対象として指定された消防警察トランク設置収容局ごとに、必要となる専用線回線数を算定して割付処理を行い、割り付けられた専用線回線数を当該割付対象局の総割付回線数とする。 ⑵　割付対象局の警察消防用回線集約装置数は、当該割付対象局の消防警察トランク数が総割付回線数以下の場合には０とし、総割付回線数を超える場合には、当該割付対象局の総割付回線数を警察消防用回線集約装置最大収容回線数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）とする。 ⑶　⑵の割付対象局の警察消防用回線集約装置数を警察消防用回線集約装置搭載架最大搭載数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該割付対象局の警察消防用回線集約装置架数とする。 2　投資額の算定 次の算定式により割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額を求め、全ての対象局について当該投資額を合算し、警察消防用回線集約装置投資額を算定する。 割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額 ＝警察消防用回線集約装置数×警察消防用回線集約装置単価 ＋警察消防用回線集約装置架数×警察消防用回線集約装置搭載架単価
き線点遠隔収容装置	1　回線数の算定 国勢調査の調査区ごとの各サービスの回線数を次により算定する。なお、各（県、調査区）につき、世帯自県案分率、就業者自県案分率を算定する。県境の調査区以外では、自県案分率は１となる。 世帯自県案分率（県、調査区）＝世帯数（県、調査区）÷総世帯数（調査区） 就業者自県案分率（県、調査区）＝就業者数（県、調査区）÷総就業者数（調査区） ⑴　住宅用加入電話回線数 ＝局ごと住宅用加入電話契約回線数÷調査区ごと世帯数の局ごと合計 ×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率 ⑵　事務用加入電話回線数 ＝局ごと事務用加入電話契約回線数÷調査区ごと就業者数の局ごと合計 ×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率 ⑶　住宅用光地域ＩＰ回線数 ＝局ごと住宅用光地域ＩＰ回線数÷調査区ごと世帯数の局ごと合計 ×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率 ⑷　事務用光地域ＩＰ回線数 ＝局ごと事務用光地域ＩＰ回線数÷調査区ごと就業者数の局ごと合計 ×調査区ごとの就業者数×世帯自県案分率 ⑸　住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数 ＝単位料金区域別住宅用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数 ÷調査区ごと世帯数の単位料金区域別合計×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率 ⑹　事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数 ＝単位料金区域別事務用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数 ÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率 ⑺　第二種総合デジタル通信サービス回線数 ＝単位料金区域別第二種総合デジタル通信サービス契約回線数 ÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率 ⑻　第一種公衆電話回線数